

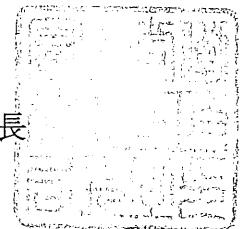


医政発0330第24号  
平成24年3月30日

各都道府県知事  
各地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省医政局長



### 医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第179号）が本年3月28日に告示され、同年4月1日から適用することとされた。

また、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」の一部についても平成24年4月1日に施行されることに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第103号）が本年3月13日に告示され、同年4月1日から適用することとされた。

一方、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成

23年厚生労働省令第131号)」附則第3条に規定する適合高齢者専用賃貸住宅にあっては、経過措置が終了し平成24年3月31日をもって廃止となる。

これらの法律改正等に伴い、通知の別表の一部を改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、貴職におかれでは、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

## 記

### 第1 改正の内容

- 1 「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」
  - (1) 障害種別ごとに分かれた施設体系について、入所・通所の利用形態の別により一元化され、それぞれ「障害児入所施設」、「障害児通所支援事業」とされたこと、「障害児相談支援事業」が創設されたこと。(児童福祉法の一部改正関係)
  - (2) 従来の相談支援事業について、「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」として相談支援の充実が図られたこと。(障害者自立支援法の一部改正関係)
- 2 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)」
  - (1) 訪問介護と訪問看護が一体的、又は密接に連携しながら24時間対応の定期巡回型訪問を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わさった「複合型サービス」が創設されたこと。(老人福祉法及び介護保険法の一部改正関係)
  - (2) 地域支援事業として、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「都道府県事務受託法人」が創設されたこと。(介護保険法の一部改正関係)
- 3 その他
  - (1) 「介護保険法(平成9年法律第123号)」第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づく要介護認定等調査事務について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「市町村事務受託法人」を附帯業務の対象とするよう要望があったことを踏まえ、追加すること。
  - (2) 「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成23年厚生労働省令第131号)」附則第3条に規定

する適合高齢者専用賃貸住宅を削除すること。

## 第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更を申請する際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後にを行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。